

地域密着型サービス基盤の整備

地域密着型サービスは、原則として、事業所が設置されている区市町村の被保険者のみが利用出来るサービスで、地域包括ケアシステムの中心的役割を期待されるものです。

区では、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことが出来るよう、地域密着型サービス基盤の整備を、第6期計画においても引き続き進めていきます。

問合せ 介護保険課 ☎内線2436

▲ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ▲ 1 日生定期巡回サービス東尾久
- ▲ 2 ジャパンケア町屋

◆ 小規模多機能型居宅介護

- ◆ 1 ニチイケアセンターあらかわ
- ◆ 2 燦々ほーむ あらかわ
- ◆ 3 町屋かどころ
- ◆ 4 荒川サポートセンターかどころの家

■ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

- 1 愛の家グループホーム荒川南千住
- 2 ニチイケアセンターあらかわ
- 3 グループホームなごみ三河島
- 4 グループホームたのしい家 荒川
- 5 グループホームかりーの
- 6 グループホームなごみ荒川
- 7 グループホーム町屋あやめ
- 8 グループホーム東尾久あやめ
- 9 グループホームなごみ熊野前
- 10 グループホームみんなの家 西尾久
- 11 愛の家グループホーム西尾久
- 12 グループホーム東京東日暮里の家



● 認知症対応型通所介護

- 1 荒川区立サンハイム荒川在宅高齢者サービスセンター
- 2 ゆうゆうらいふデイサービスセンター南千住
- 3 荒川区立荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター
- 4 デイサービス かりーの
- 5 デイサービス フレスコ
- 6 特定医療法人一成会 デイサービスセンターかえで
- 7 特定医療法人一成会 デイサービスセンターもみじ
- 8 特定医療法人一成会 デイサービスセンターれんげ
- 9 デイサービス あつぷる
- 10 荒川区立西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター
- 11 荒川区立東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター

★ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ★ 特別養護老人ホーム 癒しの里南千住

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の充実

日中・夜間を通じて、定期的な巡回訪問や緊急時など必要に応じ通報を受けて訪問を行います(24時間対応)。介護と看護が連携し、ヘルパーによる入浴や排せつなどの介護、看護職員による療養上の世話や診療の補助などが受けられるもので、要介護高齢者の在宅生活を支えます。

小規模多機能型居宅介護の充実

食事や入浴、機能訓練といった通いのサービスを中心に、利用者の様態や希望に応じて、日常生活上の世話などを行う訪問や短期宿泊のサービスなどをなじみの職員により受けられるもので、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の在宅生活を支えます。

認知症対応型共同生活介護の充実

比較的安定した認知症の高齢者が、家庭的な環境と地域の方との交流のもと、少人数で共同生活を送りながら、食事・入浴などの介護や機能訓練等のサービスを受けられるもので、認知症高齢者が、能力に応じた自立した日常生活を営めるよう支援します。

第6期計画における整備目標数

区分	26年度末整備数	6期整備目標数	累計整備数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2カ所	3カ所	5カ所
小規模多機能型居宅介護	4カ所	4カ所	8カ所
認知症対応型共同生活介護	12カ所	3カ所	15カ所
認知症対応型通所介護	11カ所	—	11カ所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1カ所	1カ所	2カ所

表1 利用者負担の見直し判定基準表

本人の合計所得が160万円以上	下記以外の場合	2割負担
本人の合計所得が160万円未満	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額(給与収入や事業収入から給与所得控除や必要経費を控除した額)	1割負担 単身: 280万円未満 2人以上: 346万円未満

表2 高額介護サービス費の基準額表

利用者負担段階	利用者負担上限額(月額)
新設 第5段階 現役並み所得者が同一世帯 課税所得が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者が対象	世帯: 4万4400円
第4段階 一般世帯	世帯: 3万7200円
第3段階 住民税非課税世帯	世帯: 2万4600円
第2段階 ・課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下 ・老齢福祉年金の受給者	個人: 1万5000円
第1段階 生活保護受給者等	個人: 1万5000円 世帯: 1万5000円

国において、保険料の第1段階の方を対象に公費(税金)を投入して、65歳以上の方の介護保険料の負担軽減を強化する案が検討されています。(4面「65歳以上の」)

② 第1号介護保険料の軽減強化(27年4月実施)

これまで介護サービスを利用した際の利用者負担は1割でしたが、合計所得金額160万円以上の第1号被保険者(65歳以上)の利用者負担が原則として2割となります。(表1)

① 利用者負担の見直し(27年8月実施)

介護保険制度は3年に一度制度改正が行われています。27年度は制度改正の年となり、4月以降はまだ見直しが予定されていません。
問合せ 介護保険課 ☎内線2431

高額介護サービス費の限度額を医療保険の現役並み所得(原則課税所得14.5万円以上)に相当する方がいる世帯について、上限額

④ 高額介護サービス費の基準額変更(27年8月実施)

▽配偶者の所得の勘案(27年8月実施) 世帯分離していても所得を合算して判定
▽非課税年金の勘案(28年8月実施) 遺族年金、障害年金等を合算して判定

③ 特定入所者介護サービス費の見直し

介護保険施設等に入所した際に掛かる費用のうち、低所得者の食費や居住費を補助する制度の支給要件を見直します。
▽預貯金等の要件導入(27年8月実施) 単身世帯1千万円以下、夫婦世帯2千万円以下

高額介護サービス費(介護報酬)が改定されます(平均改定率マイナス2.27%)。今後、各サービスの報酬額が定められる予定です。介護報酬が変わると、介護サービスを利用する際の本人負担(原則1割)も変わります。

⑥ 介護報酬の改定等(27年4月実施)

国が定める介護サービス費(介護報酬)が改定されます(平均改定率マイナス2.27%)。今後、各サービスの報酬額が定められる予定です。介護報酬が変わると、介護サービスを利用する際の本人負担(原則1割)も変わります。

⑤ 特別養護老人ホームへの新規入所者の要件見直し(27年4月実施)

特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護3以上の要介護者に限定します。要介護1・2の方は、在宅で日常生活を営むことが困難であるなどのやむを得ない理由があると認められる場合に特例入所として申込ができます。(表2)

介護保険制度が変わります

